

○保温材としてウレタンフォームを使用する屋外タンク貯蔵所の取扱いについて

(昭和51年9月3日
消防危第51号消防庁危険物規制課長)

都道府県消防主管部長

保温材としてウレタンフォームを使用している屋外タンク貯蔵所の保安点検の実施については、昭和51年4月19日付け消防予第61号都道府県消防主管部長あて消防庁予防課長通達をもつてお願いしたところであるが、その点検結果の報告によれば、保温材としてウレタンフォームを使用している屋外タンク貯蔵所は787基で、このうち175基の屋外タンク貯蔵所について、補修を必要とする腐食が認められた。このような実態にかんがみ、今後、新たに保温材としてウレタンフォームを使用する屋外タンク貯蔵所を許可するにあたっては、当面、下記の事項を留意のうえ、危険物行政運用上遺憾のないよう措置されたい。

なお、管下市町村に対してもその旨示達願いたい。

記

屋外貯蔵タンクの外表面にウレタンフォームの保温施工をする場合は、次によること。

- 1 ウレタンフォームは、難燃性のものに限り保温材として使用することができるが、この場合、ウレタンフォームを難燃化するため、ウレタンフォームの原料成分をハロゲン化又はりん化したもの又はウレタンフォームの原料に難燃化の添加剤としてハロゲン化物又はりん化物を添加したものを用いないこと。

なお、難燃性の判断基準については、近く追って示す。

- 2 ウレタンフォームの保温施工にあたっては、ウレタンフォームを吹き付ける前にサンドブラスト、ワイヤホイール等により適切な素地調整を行うこと。
- 3 上記2の素地調整後は、ジンクリッチペイント等をさび止めの下塗とし、その上にエポキン系樹脂塗料、フェノール系樹脂塗料等の塗料により、2層塗りの塗装をすること。

- 4 ウレタンフォームの吹き付けは、屋外貯蔵タンク側板下端からおおむね500mm上部までの部分についてはこれを行わないこと。
- 5 ウレタンフォームの外表面は、次により防水等の措置を講ずること。
 - (1) ウレタンフォームの外表面には、ブチルゴム系の防水層の被膜を形成する措置を講ずること。
 - (2) 上記(1)の防水層の外表面には、防火被膜を形成する措置を講ずること。
 - (3) 上記(2)の防火被膜の外表面には、外装ペイントによる外装塗装をすること。なお、この外装塗料は、おおむね3年に1回以上外装塗装を維持するための塗装をすること。